

令和8年8月 四万十市農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和8年8月7日(金)午後2時 40 分～午後3時 20 分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 15 名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	山本 美加	4	桑原 宏文	5	井上 靖好
6	加用 雅啓	8	徳留 佳代	9	坂本 一
10	谷崎 容子	11	遠地 美千代	12	山本 官
13	池田 三郎	15	伊勢脇 精藏	16	土居 忠栄
17	清水 優志	18	岡崎 誠	19	植 俊彦

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	2	武井 健治	4	岡本 尚子
5	宮地 秀之	6	室津 平	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	2	山崎 秀和	7	安藤 久徳

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	事務局長補佐	井口 敦
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	田中 邦典	係長	広井 健太
係長 (西土佐地域担当)	島 輝充	主幹	山岡 早輝
主幹 (西土佐地域担当)	谷口 忠之	会計年度任用職員	岡崎 武

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(2件)

第3号議案 非農地証明書の交付について(1件)

第4号議案 農用地利用集積等促進計画案について(2件)

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長(清水会長)	只今から令和8年 8 月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。 議席番号1番 篠田新生 委員、議席番号2番 山崎秀和 委員、議席番号7番 安藤久徳 委員の3名であります。 従いまして、本日の出席委員数は、18 名中 15 名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、宮崎幸一 委員、宮地浩 委員より欠席の届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長(清水会長)	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号 15 番 伊勢脇精藏 委員、議席番号 16 番 土居忠栄 委員をお願いします。
議長(清水会長)	第 1 号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番と、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の1番について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1 土地の表示は、西土佐須崎字大竹以下議案書記載のとおりです。申請理由は区分地上権の設定で、申請者についても議案書記載のとおりです。この案件につきまして、令和5年 10 月開催の農業委員会総会において審議し 11 月 13 日に許可を受けました営農型太陽光発電施設の設置に関する内容でありまして、今回、許可期間の3年間満了を令和8年 11 月に控えていることに伴う更新のための申請です。今回の内容は前回申請で許可を受けた内容と同じであり、法面を含む全体面積のうち、農地上部に位置する太陽光パネルの設置面積について、区分地上権の設定を行うというものであります。地上権設定者は1名、地上権者は太陽光発電業者となります。許可の期間は許可日から3年間で、後ほど説明させていただく第2号議案の一時転用の県許可日と同じになります。 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。第2号議案の番号1については第1号議案と関連があるため、まとめて説明いたします。 番号1 土地の表示は、西土佐須崎字大竹以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月 28 日、遠地会長職務代理及び宮地推進員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等については前のスクリ

	ーンをご覧ください。この案件は令和5年9月総会で審議した内容と同様のもので、今回、許可期間の3年間満了を令和8年11月に控えていることに伴う更新のための申請です。今回の内容は前回申請で許可を受けた内容と同じであり、既設の営農型太陽光発電パネルの支柱49本及び電気系統施設柱1本の更新をするもので、その下でブルーベリーの栽培を継続するという申請内容となっております。場所については、大宮郵便局から県道西土佐松野線を下流に700m程度下り、橋を右岸に渡って市道沿いに200m程度進んだ位置にある農地です。北側の隣接・近隣農地の所有者からは転用についての同意を得ており、東側、西側、南側は公衆用道路のため周辺農地への影響はありません。排水については、雨水について自然浸透、及び申請地南西側にある既存水路に排水します。また、県の許可後3年間の一時転用となります。申請地は農用地域内にある農地となりますが、営農型太陽光発電施設の設置については転用が許可できる土地であります。以上です。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 篠田委員と宮地浩推進委員は本日欠席ですが、1号議案1番、2号議案1番について、現地確認したところ、圃場に設置されている太陽光発電パネルの下にはブルーベリーが栽培されており、草刈り等もきちんとなされている。本人にも聞きとりした結果、今後の営農についても計画的に進む予定であるということなので、適当と判断するという意見を聞いております。
議長(清水会長)	遠地職務代理にも、現地確認を行っていただいておりますので、1号議案1番、2号議案1番について、補足等があれば、お願いします。
●11番 遠地委員 (西土佐須崎地区ほか担当)	事務局会長から今ご報告がありました通り、メガソーラーはソーラー自体のパネルがすごく広く、下の作物にすごく日が射しにくい。このパネルは幅が狭く一枚一枚の傾斜があり、日光がすごく射し易いということと高さがありますので、トラクターを入れて作業も出来易いということでした。テラ(大容量)の発電ができるということで宮地推進委員もこれは良いと農業をする条件としても良さそうでした。もっと紹介したらどうかと宮地推進委員も、気に入っておられました。以上ご報告です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番と、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の1番について

	て、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《過半数挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。賛成多数によりまして、農地法第3条の規定による許可申請の1番と、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の1番について、原案のとおり許可することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 番号2について説明いたします。 土地の表示は、佐岡字ナリカト 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月28日、地区担当の谷崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、機材・車両置き場にするものです。場所については、東山小学校より南約700メートルに位置する農地で、西側および南側は道路、東側および北側は農地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透させ、生活排水については発生しません。申請地は、第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地は困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「谷崎委員」2番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 (蕨岡甲・東山地区担当)	7月28日会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。この案件は以前にも出ていた案件になります。スライドを見てもらったらわかりますが、公設市場の裏で1mぐらい下がった田んぼになります。前回、草は生えてなかったですが、今回、申請地は一面草が生い茂っていました。建設会社が機材車両置き場ということで、5条申請になっております。転用については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	7月30日に現地を確認しました。機材車両置き場にすることは妥当であると思います。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の2番について、一

	括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。 番号1 土地の表示は安並字柳、他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7月28日に地区担当の谷崎委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は土地の進入路と駐車場となっており、アスファルトで舗装されている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。課税状況についても、5872番1は宅地、5872番10は雑種地での課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見を伺います。 「谷崎委員」1番についてお願いします。
●10番 谷崎容子委員 (蕨岡甲・東山地区担当)	7月28日午前9時15分から会長、事務局、代理人と現地確認を行いました。事務局の説明通り、両方ともアスファルトで固めており、農地への復旧は困難と判断しました。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	前のスクリーンの写真でも分かるように、アスファルトやコンクリートで整地してまして、これを農地に復旧するのはなかなか困難だと思います。よって、非農地証明の交付は適当だと思います。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に

	賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することいたします。
議長(清水会長)	続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第4号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページと6ページになります。 番号1になります。 申請内容については、議案書記載のとおりです。 申請場所の詳細につきましては、前のスクリーンをご覧ください。借受人は、主に施設ショウガの栽培をしている方になります。集積面積は、2,110 m²で、栽培作物は、施設ショウガ等となります。なお、利用権の種別は貸借権で、貸借期間は公告日より15年間となっております。 つぎに、番号2になります。 申請内容については、議案書記載のとおりです。申請場所の詳細につきましては、前のスクリーンをご覧ください。借受人は、主に水稻の栽培をしている方になります。集積面積は、4,589 m²で、栽培作物は、果樹(ユズ)となります。なお、利用権の種別は使用貸借権で、貸借期間は公告日より5年間となっております。以上となります。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1番についてお願いします。
●5番 井上委員 (下田地区担当)	借入地は、申請地近くで長い期間、施設の生姜を作っている方が段階的に規模拡大を行って、熱心に生姜を作っております。規模拡大して、更に生姜を頑張っていくという状態にあります。やる気も経験も豊富になってきてますので、いいと思います。以上です。
議長(清水会長)	宮崎推進委員は本日欠席ですが、1番について適当である旨の意見を頂いております。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」2番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	7月31日に申請地の状況確認を推進委員の岡本さんで行いました。また8月3日に利用権設定を受ける側の申請者に聞き取りを行いました。申請地の状況は田となっております。借受人は認定農業者ではありませんが、地域の農地の利用調整に協力しながら1人で水稻とユズを耕作している方です。今回借受しようとする農地には既にユズが定植されておりました。現地を調査した時は、

	草引きに手が回らなかったということで、ユズの木が草で生い茂って管理されていない状態でしたが、平成 20 年頃から父親のユズを受け継ぎ管理し、JAに出荷されているそうです。そのユズ畑を引き続き管理していきたいという申請です。周辺の農地は、水稻地帯であり、農薬散布については、地域の防除基準に従うということです。以上のことから農業地利用集積計画(案)については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)	7 月 31 日に山本委員と 2 人で現地の方を見に行ってきました。15 年以上前から、ユズの方は植えているということでした。草がかなり茂っていましたが、もうユズの方もだいぶ大きくなっていました。電話で聞いたところ、草がいっぱいでしょう？みたいな感じでなかなか手が回らんということでしたけど、この申請の方はよろしいと思います。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積等促進計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が1件、農地形状変更の計画変更の提出が4件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更について 農地形状変更の計画変更について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、計画変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第9条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。 まず農地形状変更届出から説明いたします。 番号1 土地の表示は安並字坂ノ下、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。7月 28 日に会長と地区担当の谷崎委員と現地調査を行いました。現地

写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。なお、届出より前に埋め立てを行っていたため顛末書付きでの届出となっております。変更を行う理由としましては、低地で水はけが悪く耕作不便のため、土地の埋め立てを行うものです。形状変更後は果樹を栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和8年8月6日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。

続きまして、農地形状変更の計画変更について説明いたします。

番号1から3は関連がありますので、まとめて説明いたします。土地の表示は上ノ土居字ハイノ谷、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。7月28日に会長と地区担当の山本委員と現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この案件は、令和7年6月、7月および8月総会で報告していました。なお、番号1と番号2は耕作開始時期を過ぎた計画変更になるため顛末書付きでの届出となっております。計画変更を行う理由としましては、山から水が多く入ってくるため、さらに土を入れ高さを上げるために工事期間を変更するものです。計画変更完了後は、畑として耕作の用に供することを再度確認しております。以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和8年8月6日付で計画変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。

続きまして番号4。

土地の表示は西土佐下家地字シリタカ、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。7月28日に会長職務代理と現地へ向かい、宮地推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この案件は、令和7年10月総会報告していましたが、現況は盛土用の土砂の搬入が遅れているため工事期間を変更するものです。計画変更完了後は、畑として耕作の用に供することを再度確認しております。以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和8年8月6日付で計画変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確

	認をすることとしております。以上です。
議長(清水会長)	以上で事務局からの説明が終わりました。
議長(清水会長)	最後に、委員の皆様から何かございませんか。 無いようですので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第2項の規定により署名する。

令和8年 8 月 7 日

議 長 清水優志

署名委員 土居忠策

署名委員 伊勢脇 精哉